別表四 平二十三・六・三十以後終了事業年度分

	H 7		総	額	rin .	m	- 41	tal New 111
	区 分			<u>(1)</u>	留 2	保	社	3
				円 円		円	配 当	
当	期利益又は当期欠損の彳	額 1					その他	
	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。	) 2						
	損金の額に算入した道府県民 (利子割額を除く。)及び市町村民	ž 3						
加	損金の額に算入した道府県民税利子割							
, ••••	損金の額に算入した納税充当会	£ 5						
	損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)							
	加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過点 減 価 償 却 の 償 却 超 過 着	모						
	役員給与の損金不算入着						その他	
<i>K</i> •A·	交際費等の損金不算入名						その他	
		10						
算		11						
		12						
	小 計	13						
	減価償却超過額の当期認容額	<b>§</b> 14				was word have a factor		
	納税充当金から支出した事業税等の金額							
減	受取配当等の益金不算入 (別表八(一)「14」又は「29」)	Ħ 16					*	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算人 (別表八(二)「13」)	頁 17					*	
	受贈益の益金不算入る	頁 18					*	
	適格現物分配に係る益金不算入着	fi 19					*	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金							
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額	-					*	
		22						
算								
歼		23						
		24					外 ※	
	小計	25					外 ※	
仮 (1)+(13)-(25) 計 26						ንኑ <b>፠</b>		
	附 金 の 損 金 不 算 入 都 (別表十四(二)「24」又は「40」)	21					その他	
沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」) 職職総合制限域における指定統定事業人の所得の金额の損金算入額と協金算入額 (別表十(二)「7」又は「9」)		28					*	Δ
		29					*	
認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(三)「7」又は「9」)							*	
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一) 「6の③」)							その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額等 (別表六(ニの二)「10」-別表十七(ニの二)「39の計」) 32							その他	
	・損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額							
11-2	(別表九(二)「10」) 合 計	34					外 ※	
((図h-120)+(30)-(30)-(31)+(31)+(31)+(31)+(31)+(31)+(31)+(31)+		3))	Δ				*	Δ
		ă					*	
	(別表十(五)「19」、「20」又は「22」) 総 計	36					外 ※	
((3 契 ;	(34) + (35) - (36))又は $((34) + (35) + (36))$	37						
	利 日 記 ヨ 00 無	30						
(別表十(六)[47]) 商工組合等の社外流出による益金算入額		39	Δ				*	Δ
(別表十(七)「39」)		40					*	
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(十)[13]若しくは[33]又は別表十(十一)[8]若しくは[23])		41	Δ		Δ			
	格合併又は残余財産の全部分配等による 経資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額						*	
	差 引 計 ((37)から(42)までの計)	43		-			外 ※	
								^
欠損	【金又は災害損失金等の当期控除額 長七(一)「2の計」+(別表七(二)「11」、「22」又は「32」))	44					*	$\triangle$
(別表 )	金又は災害損失金等の当期控除額  全に─)「2の計」+(別表七(二)「11」、「22」又は「32」)) 除財産の確定の日の属する事 度に係る事業税の損金算入額	44	Δ		Δ		*	